

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年 5 月28日
【会社名】	ワタベウェディング株式会社
【英訳名】	WATABE WEDDING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃
【本店の所在の場所】	京都市上京区烏丸通出水上る桜鶴円町361番地
【電話番号】	0 7 5 (7 7 8) 4 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ管理本部長 鈴木 眞治
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区御池通烏丸東入笹屋町435番地
【電話番号】	0 7 5 (7 7 8) 4 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ管理本部長 鈴木 眞治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年3月19日に提出した有価証券届出書並びに2021年3月26日、2021年4月6日、2021年4月27日、2021年5月17日及び2021年5月27日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2021年5月28日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引に関する各議案の承認が得られましたので、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

(2) 募集の条件

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

c. 割当予定先の選定理由

(1) 本件第三者割当に至る経緯

ク. 本件第三者割当、本件完全子会社化取引及び本事業再生ADR手続に関する留意事項

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

ア. 払込金額の具体的な内容

6 大規模な第三者割当の必要性

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

7 株式併合等の予定の有無及び内容

(2) 株式併合の要旨

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

2. 臨時報告書の提出

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	50,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本件第三者割当」といいます。）は、2021年3月19日開催の当社取締役会決議によります。

なお、本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2021年5月27日開催の産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」といいます。）の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」といいます。）が本事業再生ADR手続の全対象債権者（以下「本対象債権者」といいます。）の合意により成立すること、並びに2021年5月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における本件第三者割当に関連する議案及び発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案並びに下記（注）2に記載の本株式併合及びそれに伴う単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案（以下「本臨時株主総会付議案」といいます。）の承認を条件としています。なお、2021年5月27日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案は本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立しました。

なお、発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更は、本件第三者割当のうち本件第三者割当（下記「2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法」で定義します。）に係る本新株式10,000,000株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を6,000万株とする旨の定款変更（以下「定款変更(1)」）を行います。

(省略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	50,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本件第三者割当」といいます。）は、2021年3月19日開催の当社取締役会決議によります。

なお、本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2021年5月27日開催の産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」といいます。）の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」といいます。）が本事業再生ADR手続の全対象債権者（以下「本対象債権者」といいます。）の合意により成立すること、並びに2021年5月28日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における本件第三者割当に関連する議案及び発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案並びに下記（注）2に記載の本株式併合及びそれに伴う単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案（以下「本臨時株主総会付議案」といいます。）の承認を条件としています。なお、2021年5月27日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案は本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立しました。さらに、2021年5月28日開催の本臨時株主総会において本臨時株主総会付議案の承認が得られました。

なお、発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更は、本件第三者割当のうち本件第三者割当（下記「2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法」で定義します。）に係る本新株式10,000,000株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を6,000万株とする旨の定款変更（以下「定款変更(1)」）を行います。

(省略)

2【株式募集の方法及び条件】

（２）【募集の条件】

（訂正前）

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
40	20	100株	2021年５月31日（月）	-	2021年５月31日（月）から 2021年８月31日（火）まで

（注）１

（省略）

- ５ 本新株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること、本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認、及び関連する競争当局の許認可等を条件としています。なお、2021年５月27日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案は本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立しました。

（省略）

（訂正後）

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
40	20	100株	2021年５月31日（月）	-	2021年５月31日（月）から 2021年８月31日（火）まで

（注）１

（省略）

- ５ 本新株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること、本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認、及び関連する競争当局の許認可等を条件としています。なお、2021年５月27日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案は本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立しました。さらに、2021年５月28日開催の本臨時株主総会において本臨時株主総会付議議案の承認が得られました。

（省略）

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

ｃ．割当予定先の選定理由

（１）本件第三者割当に至る経緯

（訂正前）

ク．本件第三者割当、本件完全子会社化取引及び本事業再生ADR手続に関する留意事項

前述のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっており、本臨時株主総会で本件第三者割当及び本件完全子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、又は、割当予定先と締結した本出資契約に定める本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、割当予定先からのスポンサー支援をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。

（訂正後）

ク．本件第三者割当、本件完全子会社化取引及び本事業再生ADR手続に関する留意事項

前述のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっており、割当予定先と締結した本出資契約に定める本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、割当予定先からのスポンサー支援をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

ア．払込金額の具体的な内容

(省略)

このような経緯を経て決定された本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、総額20億円規模の資本金の調達が必要不可欠となっている当社をとりまく状況、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引が実現しない場合や本事業再生ADR手続において本事業再生計画が本対象債権者の同意によって成立しない場合には法的整理手続に至る可能性が高まるという事実、当社の事業計画を踏まえた価値算定結果や債務免除を前提としないスポンサー支援提案が得られなかったという事実を踏まえれば、当社及び少数株主の皆様にとって現時点で最善の条件であると判断しています。また、下記イ．及びウ．に記載のとおり、当社が第三者算定機関から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンに照らしても、公正かつ妥当な金額であると判断しています。もっとも、かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであるため、割当予定先に特に有利な金額に該当するものとして、本臨時株主総会において、特別決議による承認を受けることを、本件第三者割当による本新株式の発行の条件としました。

(訂正後)

ア．払込金額の具体的な内容

(省略)

このような経緯を経て決定された本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、総額20億円規模の資本金の調達が必要不可欠となっている当社をとりまく状況、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引が実現しない場合や本事業再生ADR手続において本事業再生計画が本対象債権者の同意によって成立しない場合には法的整理手続に至る可能性が高まるという事実、当社の事業計画を踏まえた価値算定結果や債務免除を前提としないスポンサー支援提案が得られなかったという事実を踏まえれば、当社及び少数株主の皆様にとって現時点で最善の条件であると判断しています。また、下記イ．及びウ．に記載のとおり、当社が第三者算定機関から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンに照らしても、公正かつ妥当な金額であると判断しています。もっとも、かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであるため、割当予定先に特に有利な金額に該当するものとして、本臨時株主総会において、特別決議による承認を受けることを、本件第三者割当による本新株式の発行の条件としました。なお、2021年5月28日開催の本臨時株主総会において、本件第三者割当による本新株式の発行に関する特別決議による承認が得られました。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

上記、「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本件第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本臨時株主総会において、特別決議をもって本件第三者割当について株主の皆様の意思確認手続を行う予定です。

(省略)

(訂正後)

上記、「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本件第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本臨時株主総会において、特別決議による承認を得ました。

(省略)

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

(2) 株式併合の要旨

(訂正前)

株式併合の日程

上記「第1 募集要項、1 新規発行株式」に記載のとおり、本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2021年5月27日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立すること、及び2021年5月28日開催予定の本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認（また、本件第三者割当のうち、本件第三者割当については、上記に加えて、本件第三者割当に係る定款の一部変更の効力発生）を条件としています。なお、2021年5月27日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案は本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立しました。

また、本株式併合は、本件完全子会社化取引の一部として、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、本日開催の当社取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」といいます。）を定める旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しております。

なお、上記にかかわらず、本出資契約において、割当予定先との間では、原則として、2021年5月31日に払込みを行うことを合意しています。

- a．2021年6月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年6月30日とする。
- b．2021年6月11日以降、2021年7月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年7月31日とする。
- c．2021年7月11日以降、2021年8月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年8月31日とする。
- d．2021年8月11日以降、2021年8月31日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年9月30日とする。

(訂正後)

株式併合の日程

上記「第1 募集要項、1 新規発行株式」に記載のとおり、本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2021年5月27日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立すること、及び2021年5月28日開催の本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認（また、本件第三者割当のうち、本件第三者割当については、上記に加えて、本件第三者割当に係る定款の一部変更の効力発生）を条件としています。なお、2021年5月27日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案は本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立しました。さらに、2021年5月28日開催の本臨時株主総会において、本臨時株主総会付議議案の承認が得られました。

また、本株式併合は、本件完全子会社化取引の一部として、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、本日開催の当社取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」といいます。）を定める旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しております。

なお、上記にかかわらず、本出資契約において、割当予定先との間では、原則として、2021年5月31日に払込みを行うことを合意しています。

- a．2021年6月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年6月30日とする。
- b．2021年6月11日以降、2021年7月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年7月31日とする。
- c．2021年7月11日以降、2021年8月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年8月31日とする。
- d．2021年8月11日以降、2021年8月31日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年9月30日とする。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第57期、提出日2021年3月26日）及び四半期報告書（第58期第1四半期、提出日2021年5月17日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年5月27日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については、_____野で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年5月27日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項はありません。

（省略）

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第57期、提出日2021年3月26日）及び四半期報告書（第58期第1四半期、提出日2021年5月17日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年5月28日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については、_____野で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年5月28日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項はありません。

（事業等のリスク）

有価証券報告書等に記載した事業等のリスクについて、下記の変更以外に重要な変更はありません。変更点は下線部で示しております。なお、文中の将来に関する事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年5月28日）現在において判断したものです。

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社グループは前連結会計年度（2020年12月期）において、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、同会計年度末において債務超過となりました。当第1四半期連結累計期間においても、営業損失3,123百万円、経常損失2,924百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失5,823百万円となり、純資産の部は6,492百万円の債務超過となりました。

また、新型コロナウイルス感染症が再拡大し、年明け以降2度の緊急事態宣言再発出が行われ、当社グループ事業への悪影響はさらに長期化することが予測され、当社グループの2021年度以降の営業収益見通しも依然不透明な状況となっております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっております。

このような中、当社は、2021年3月19日、興和株式会社（以下「割当予定先」）からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、同日付で割当予定先と出資契約（以下「本出資契約」）を締結しました。また、同日開催の取締役会において、当社は、興和株式会社を割当先とする払込金額の総額20億円の第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」）の発行（以下「本件第三者割当」）を実施すること、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社株式5,000,000株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主の皆様に対し、当社株主の皆様の保有する当社株式1株当たり180円の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といい、本件第三者割当と併せて、「本件完全子会社化取引」）等について、2021年5月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」）に付議することを決議しています。

前連結会計年度末時点で当社グループが債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来した借入金等を約定通りに弁済することが困難であったこと等を踏まえ、本出資契約においては、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行いただく前提条件として、お取引金融機関による債務免除の合意等を含む事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」）を成立させることが定められています。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、お取引金融機関からかかる債務免除等にご同意いただくべく、2021年3月19日、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」）の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されました。

その後、当社は、本事業再生ADR手続の対象となる全てのお取引金融機関（以下「本対象債権者」）の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日に開催し、全ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の

決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につきご了承をいただきました。

そして、当社は、割当予定先と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、本事業再生計画案を策定し、2021年4月26日に開催した事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）において、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明しました。本事業再生計画案において、本対象債権者に対して、総額約9,078百万円（当社の本対象債権者からの借入金総額18,500百万円（2021年3月末時点。以下「対象借入債務」）の約49.07%）の債務免除と、かかる債務免除後の対象借入債務の残高についての一定期間の弁済猶予をお願いしております。また、本事業再生計画案においては、事業面の施策として、リゾート挙式事業における拠点の整理、ホテル事業の再編、人件費の削減及び固定資産の売却を柱とする「WATABE Sustainable Plan」の実行を掲げております。

その後、2021年5月27日開催の本事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意により本事業再生計画が成立しました。

しかしながら、前述のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっており、割当予定先と締結した本出資契約に定める本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、割当予定先からのスポンサー支援をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。

（省略）

2. 臨時報告書の提出

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の第57期有価証券報告書の提出日（2021年3月26日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年5月27日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（2021年3月26日提出の臨時報告書）

（省略）

（2021年3月26日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書）

（省略）

（2021年4月6日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書）

（省略）

（2021年4月27日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書）

（省略）

（2021年5月27日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書）

（省略）

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の第57期有価証券報告書の提出日（2021年3月26日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年5月28日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（2021年3月26日提出の臨時報告書）

（省略）

（2021年3月26日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書）

（省略）

（2021年4月6日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書）

（省略）

（2021年4月27日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書）

（省略）

（2021年5月27日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書）

（省略）

（2021年5月28日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書）

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を目的とする、2021年5月28日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集することを決議したことについて、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づき、2021年3月19日付で臨時報告書を提出し、また、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、2021年3月26日付、2021年4月6日付、2021年4月27日付及び2021年5月27日付で臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、本臨時株主総会において、本株式併合に関する各議案の承認が得られましたので、これに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 訂正事項

（4）本株式併合がその効力を生ずる日

3 訂正箇所

訂正箇所は 〃で示しております。

(4) 本株式併合がその効力を生ずる日

(訂正前)

本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2021年5月27日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立すること、及び本臨時株主総会における付議議案の承認（また、本件第三者割当のうち、本新株式のうち400,000株については、上記に加えて、当該株式の発行に必要となる当社の発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更の効力発生）を条件としています。なお、2021年5月27日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案は本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立しました。

また、本株式併合は、本件完全子会社化取引の一部として、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、2021年3月19日開催の当社取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」といいます。）を定める旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しております。

なお、上記にかかわらず、当社が割当予定先と2021年3月19日付で締結した出資契約において、割当予定先との間では、原則として、2021年5月31日に払込みを行うことを合意しています。

- a. 2021年6月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年6月30日とする。
- b. 2021年6月11日以降、2021年7月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年7月31日とする。
- c. 2021年7月11日以降、2021年8月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年8月31日とする。
- d. 2021年8月11日以降、2021年8月31日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年9月30日とする。

(訂正後)

本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2021年5月27日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立すること、及び本臨時株主総会における付議議案の承認（また、本件第三者割当のうち、本新株式のうち400,000株については、上記に加えて、当該株式の発行に必要となる当社の発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更の効力発生）を条件としています。なお、2021年5月27日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案は本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立しました。さらに、2021年5月28日開催の本臨時株主総会において、本臨時株主総会における付議議案の承認が得られました。

また、本株式併合は、本件完全子会社化取引の一部として、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、2021年3月19日開催の当社取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」といいます。）を定める旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しております。

なお、上記にかかわらず、当社が割当予定先と2021年3月19日付で締結した出資契約において、割当予定先との間では、原則として、2021年5月31日に払込みを行うことを合意しています。

- a. 2021年6月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年6月30日とする。
- b. 2021年6月11日以降、2021年7月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年7月31日とする。
- c. 2021年7月11日以降、2021年8月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年8月31日とする。
- d. 2021年8月11日以降、2021年8月31日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年9月30日とする。